

当院における身体拘束を最小化にする取組みについて

2024年6月 愛生記念病院 院長

1. 身体的拘束に対する方針

当院においては、患者又は他の患者などの生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない

2. 身体的拘束最小化チーム（身体拘束検討委員会）の設置

委員会は、医師・看護師・セラピスト・薬剤師・事務員など多職種で構成する

3. 身体的拘束検討委員会の活動内容

- (ア) 身体拘束最小化に向けた巡回
- (イ) 身体的拘束最小化に向けたカンファレンス
 - ① 3原則の再確認（切迫性・非代替性・一時的）
 - ② 身体的拘束を開始した場合は、3原則の当該状況、代替案について検討します
 - ③ 患者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し、拘束解除に向けた検討を行います
- (ウ) 身体的拘束最小化に向けた職員への教育・研修を行う
- (エ) 記録および周知

身体的拘束を実施した場合は適切に記録するとともに、検討内容などすべての職員に周知する。
また身体拘束検討委員会の議事録などはすべての職員が閲覧できるように整備・管理する。

